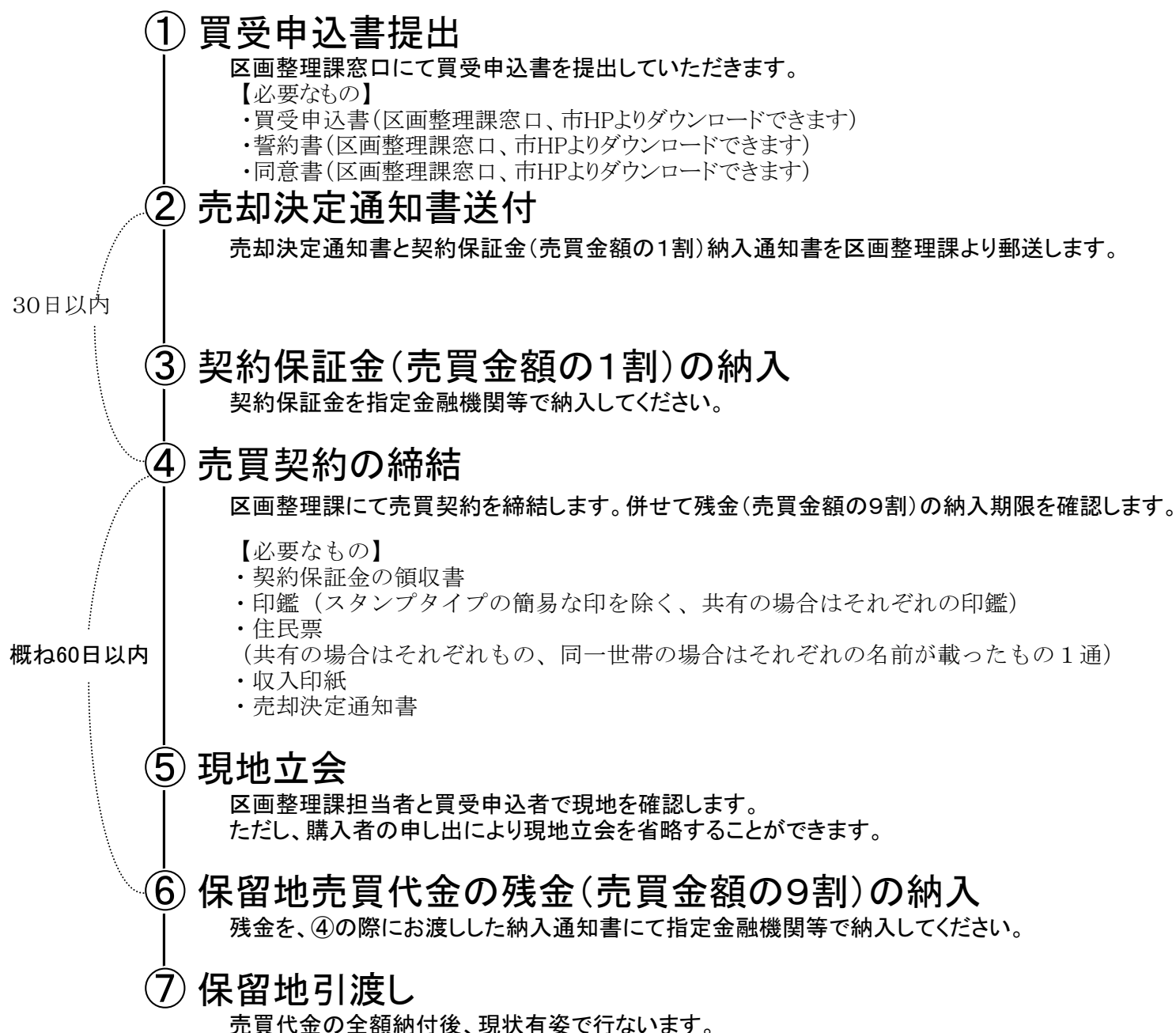


## 【保留地引渡しまでの流れ】



## 【保留地売買に関する注意事項】

- ※ 保留地を利用する際(建築行為等)は、建築基準法、土地区画整理法、都市計画法、豊川西部地区計画等に従い利用していただきます。
- ※ 上下水道・電気・ガス等の各戸への引き込みに必要となる費用等、保留地の引渡し以後に必要な一切の費用は購入者の負担となります(下水道の受益者負担金は発生しません)。  
水道加入金に関するお問合せは、  
豊川市お客さま料金センター給水装置担当 Tel 0533-93-3216 へお願いします。  
水道料金、下水道使用料に関するお問合せは、  
豊川市お客さま料金センター料金担当 Tel 0533-93-0151 へお願いします。
- ※ 保留地の登記は、換地処分時(事業完了時)に手続きします。手続きは市が行いますが、登記に必要な登録免許税は買主に負担していただきます。
- ※ 不動産取得税(愛知県東三河県税事務所 Tel 0532-35-6128・0532-35-6129)、固定資産税・都市計画税(豊川市財務部資産税課 Tel 0533-89-2130)が賦課されますが、詳細は直接担当へお問い合わせください。
- ※ 贈与税が課税される場合がありますので、契約者と売買代金支払者には注意してください。
- ※ 後日確定測量で多少の変更を生じた場合、増減した地積に今回の売買単価を乗じて得た額で清算します。
- ※ 現在の町名地番は換地処分(事業完了)に伴い、新町名、新地番に変更されます。
- ※ 換地処分に伴う所有権移転の登記が完了するまでの間に、購入した保留地を第三者に譲渡するときは、あらかじめ、施行者の承認を得なければなりません。